

第六十一回 参議院社会労働委員会會議録第二十五号

昭和四十四年六月十九日(木曜日) 午前十時二十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 理事

吉田忠三郎君

上原 正吉君

鹿島 俊雄君

大橋 和孝君

上林繁次郎君

黒木 利克君

塩見 俊二君

高田 浩運君

徳永 正利君

山崎 五郎君

山下 春江君

横山 フク君

藤原 道子君

波谷 邦彦君

中沢伊登子君

國務大臣

労働大臣 原 健三郎君

政府委員

労働省婦人少年局長 高橋 展子君

労働省職業安定局長 住 榮作君

労働省職業訓練局長 石黒 拓爾君

事務局側

常任委員会専門員 中原 武夫君

本日の會議に付した案件
○労働基準法の一部を改正する法律案(藤原道子君外一名発議)
○職業訓練法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉田忠三郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。労働基準法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないたいと思ひます。御質疑のある方の發言を求めます。別に御發言もなければ、本案に対する質疑は後日行なうことにいたします。

○委員長(吉田忠三郎君) 次に、職業訓練法案を議題とし、質疑を行ないたいと思ひます。御質疑のある方の發言を求めます。大橋和孝君 ただいまの職業訓練法の問題に對しまして、私、初めに一言伺っておきたいと思ひます。と申しますのは、審議会に提出された要綱と、それから国会に提出された要綱に非常に大きな差があり、審議会の経過や、問題点あるいはまた答申の内容、あるいは法案要綱についていろいろと調べてみたのですが、この審議会に諮問された法案要綱と国会に提出された法案要綱との相当な相違があるにもかかわらず、この審議会に正式に伝えられてないばかりか、資料の作成に對しても、この法案要綱に基づいて審議し、答申したかのような感じが感ぜられる。こういうようなことも言われているわけでありまして、このような経過をたどりながら答申後にこれほど大幅に修正が行なわれて国会に出されるという事は、やはり審議会の程度は無視ではないかという声もあるわけでありまして、この点に對して、いろいろいささかはあったように聞いておりますけれども、いざれにいたしましてもこういうような大幅な開きがあるという事は、どういうところに起因をしておられるのかひとつお答え願ひたい。

○政府委員(石黒拓爾君) 中央職業訓練審議会におきまして審議を願ひました要綱をもとにいたしまして法案を作成しまして、その過程におきまして関係各省庁と折衝いたし、かつ法制局の審議を受けたわけでございます。その際に、字句上の整理を法制局でやりますのは、これは当然でございます。そのほかに一般的には今回の法案要綱に訓示規定が非常に多過ぎる、実質的な権利義務を定める規定はともかく、訓示規定はできるだけ少なくしたほうがいいのではないかとというような観点から、関係各省からかなり意見がございました。そのほかに実質的な意見もありまして、調整いたしました。私どももいたしましては、審議会の答申にありました要綱と法案とは実質的にそれほど大きな食い違いはないものと考えております。しかし、形式上は、訓示規定の整理等によりまして、若干相違をした法案となり、したがって要綱も変わってまいりましたわけでございます。変わりました点につきましては、はなはだ残念に思っております。その旨御報告を一通りいたしましたわけでございます。

○大橋和孝君 法制局へ行って字句的な改正をさせたりあるいはまた訂正される、これは常識的に考えてわかると思うのですが、そのあとに出されるものは非常に重要な部分が修正されておられる。おそらく、それだから、あなたのほうは、また審議会に對していろいろな処置をしておられるようなことになっていて私は思うのですが、こういうようなことは、やはり審議会の中には労働者側の代表もおる、こういう中で定められたものが一方

的にそれが大幅に修正されて、その内容たるや大きな問題点があると私は思うわけでありまして、あなたがいまおっしゃっているのは、たいした変わりはないとおっしゃっているのですが、あなたはいまおっしゃることが言えるかどうか。私は、もしそうであるというならば、あとから逐条的に、こういうふうなことはどうしたかということを一べん尋ねざるを得ないと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(石黒拓爾君) 審議会の要綱と国会に提出いたしました法案の要綱とにおきましては、表現の上におきましてかなり数カ所にわたりますで違ふ点がございます。これは率直に認めざるを得ないと存じます。ただ、そのために法案の本来の骨子が大きく曲げられるようになったかと申しますと、私どもは骨子は維持することができたというふうな考えをしております。いざれにいたしましても、審議会の答申とおりでなかつたことは遺憾に存じております。

○大橋和孝君 これは、いままでの衆議院の段階での論議を調べてみましたが、それでも、まだ私は明らかにされてないように思う。あなた本人としては、そういうふうな運営の面でカバーをすればできるようなお考えかもしれませんけれども、しかし、法案となつて出る限りにおいては、非常にそういうところに問題があるのではないかと。その運用の面でできるという範疇はどちらにもできるわけなんです、やらないほうにもできるわけですね。そういうことを考えてみると、この法律そのものを改正する場合には、そういう点は少なくとも明確にしておくほうがよりベターだと思つておられる。そういう点からいって、私は、どうも今度の法案を初めからこう見まして、そうして何でこんなことがされるのだらうか。少なくともわれわれが見まして、労働者側、あるいはまたその職業訓練を受ける人たちの側から考えてみますと、財

政措置の面につきましてもあるいはまたいろいろの問題に対しても、非常に後退しているという感じがするわけですね。だからこういう問題に対して、私は、冒頭にあって、むしろこういふ問題に対しての状態、あるいは企業の場合は優先するような形での法案になっておれば、私は職業訓練そのものの全体が、こういうことをすることによって非常に遺憾な点が残るのではないかと感じ先ずするわけなんです。

あなた、いまおっしゃっていますが、ほんとうにそれが曲げられずに行けるといふことは、どこに、どういふふうな考え方で、たとえ五項目ぐらゐりありますね、削ってあるところが、それらに対して、一つ一つ、あなたはそれはどうだからこうだといふことをおっしゃることができまつか。

○政府委員(石黒拓爾君) 要綱に変更を加えられた点につきましては、総体的には訓示規定の変更があった点が多うございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、審議会にも御報告を申し上げたわけでございます。また、衆議院の御審議の段階におきましても強い御指摘を受けました。そのつど私どもの考えておりますことは申し上げております。これは審議会に対するお約束でもあり、また現在までの段階では国会の、衆議院に対するお約束でもあるわけでございます。特に審議会では、それは必ずそうせざるを得ない。特に審議会は非常にひんぱんに開かれる審議会でございます。その約束をたがえるようなことは、私ども実際問題としてできない、またたがえるつもりはないといふかたい決心でございます。

具体的個々の問題につきましては、たとえば「労働者が職業に必要な技能及び知識を習得しようとする機会と意欲を高めるように努めなければならぬ」といふような字句が審議会では入っております。この「機会と意欲を高める」といふような点につきましては、国会に提案いたしました要綱におきましては、まとめて「職業訓練の振興を図る」といふように総括してございます。しかし、特に「機会と意欲を高める」点につきましては

は、まず、とりあえずは四十五年度の予算措置におきましてそのような予算措置を講ずるといふこと、さらに先日来、御承知かと思いますが、技能労働者の士気高揚のためのいろいろな施策を講じております。この点は今後一そう努力をすることでございます。要綱が変わりましたためにその点をなまけるというふうなつもりは毛頭ございません。

それから補助条項につきまして、若干の点がございまして、これもすべて四十五年度予算において従来以上の進歩を必ず獲得するつもりでございますので、その際をごらんいただきたいと思っております。

それから、都道府県立の職業訓練所の所長の人事につきましても、労働大臣の定める基準に従って高い識見の者を選任するようというものが審議会の要綱でございましたが、労働大臣の定める基準というのを法文に入れますことは、知事の人事権について、自治権の侵害になるから、ぜひそれはやめてほしいという強い意見がございました。で、労働大臣の基準というものはやめたわけでございますが、しかし、これは都道府県ごとにその府県の実情に合った基準を知事みずからつくってもらうように、これは強力で指導いたしました。その場当たりだけの人事の都合だけの所長任命がないように、これは強力で指導いたすつもりでございます。そのほかにも若干の点でございますが、いずれも誠意を持ちまして、必ず審議会の要綱の趣旨が生きるように、努力をするつもりでございます。

○大橋和孝君 そのいまの訓練所長の職務ですね、しかしいまままでを考えてみるならば、この職業訓練所の所長となつてこられる人は、たとえば職業訓練にずっと携わっていた人で造詣の深い人が所長になつてこられる、いままあなたのおっしゃるように、それが知事の権限を侵食しないようにということであればいいのですが、過去を振り返つてみると必ずしもそうではないわけですね。これは何でもなし、全然職業訓練所に関係のない人が

天下りの、全然畑の違った人がその訓練所長になつてきているわけですね。そういう例は私も知っておりますが、局長のほうではずいぶんわかっていると思うのですよ。しかし、そういう事実が過去にありながら、それは行政指導でやりまうというところは、これは一つのまやかしとらざるを得ないわけですね。それがなければいいですよ。いままでそういうふうなことで行政指導がうまくいって所長さんがこられて、ほんとうに訓練所の業務をうまくこなされるような経験者がやつてこられたのらないわけでございます。これは比較的高官である。一般に従事している先生たちとか、あるいはまたいろいろな人たちが、偉い人だからものが言いくらいといふような人がばつと所長になつてこられる、これはやはり職業訓練そのものをほんとうに生かすものではないという例を私はたくさん知つておるわけですね。いままで、だから、そういうところがいろいろと、せめてそういうことをあらわすことがむしろ——そういう人事権を云々といふことにはさわらないようなことばにしても、こういうものをに入れておくということ、今度の改正には最も必要なことではないかと思つておるわけですね。こういうように、たとえばこれ一つを取り上げてみますと、私は、そういうことが言えると思つておる。また局長のほう、あるいは労働省のほうでは、指導していいものにしていきたいという気持ちはわかるけれども、実際問題はできないわけですね。こういう点に対してどうなさるか、どういふところで歯ごたえのできる行政指導ができるのかということが次にお聞きしたい点なわけですね。これはどうですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 都道府県立の職業訓練所の所長も大部分はりっぱな方でございます。しかし、まれに先生御指摘のごとく、少なくとも経験の上から申しますと、この方がすぐに訓練行政をやるに十分な経験があるか、問題のある方もまれに任命されているのも事実でございます。これ

につかまして労働省といたしましては従来は何らチェックをしておりませんで、できるだけいい人をやつてくれといふくらいでございます。それではいかぬということに今回気がつきまして、一気に大臣が基準をきめてしまふということも、審議会段階では考えたわけでございますが、そこまで知事さんの人事権をチェックされては困るといふ意見もございまして。そこで中間的な方法といたしまして、知事みずからあらかじめ基準をつくらせる、そのつどの御都合人事ではなくて、あらかじめ基準をつくらせて、その基準に従う人を任命して申しておりますので、両省協力いたしまして遺憾のないように指導したいと考えておりますので、従来とはだいぶ異なるといふ確信を持っていく次第でございます。

○大橋和孝君 それからまだこういうふうな問題が非常に改革された中にたくさんあるわけですね。私もずっと調べてみたわけですが、たとえば職業訓練所に必要な教科書その他の教材を整備するための措置を講じなければならぬものとするといふような、これも飛んでしまつておる。これは小さい問題といへば小さい問題でありますけれども、こうしたことはいまままで訓練所あたりで見れば、比較的これが受ける人の個人負担になつておる面もあるわけですね。そういうことかというれば、こういうものを整備するといふことが大臣のほうで言われておれば、これはひとつ今後改革されていくいい道を開かれる、こういうふうな考えられるわけでありませうけれども、こういう問題に対して十分でない。それからあとから財政措置に対しても十分でない。それからあとから財政措置に対しても十分でない。それからあとから財政措置に対しても十分でない。それからあとから財政措置

いはまた国民の側から見るならば、そういうところの大事な問題点となるところがこうぼやかされてきておる。だからして、そういうことをもう少しできるだけ明確にしたらう改正が、この職業訓練というものをよりよくなものにするためにいくという方向に対しては、必要欠くべからざるものである。それを何でもっと勇敢にそういう点を打ち出さないと、省かれたもの一つ一つがみな後退で、法律上からの制約を受けないように、こう逃げた形になった形は、今度の改正は一体何だということ言わざるを得んことなるわけだ、先ほど言ったように。この問題さやかかなようでありませうけれども、非常に重大だと思ふのです。この問題なんかも、行政的にやろうとしても、それはやらなくてもいいことにゆるるんじやないかと思ふわけですが、この点なんかどうかですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 職業訓練全体が労働者のためではなくて、むしろ事業主の都合ばかり考ふるようになるという点につきましては、それは法律の第一条におきまして、従来の法律は、「工業その他の産業に必要な労働者を養成し、」とごさいましたのを、今回は職業人としてりつぱな労働者を養成するのだというふうに変えまして、法律の基本的姿勢というものはここではっきりしております。私も今いたしましては、その個々の条文は別といたしまして、基本的姿勢におきましては、もう後退を許さないようにはっきりされたと思っております。そのうちに、さらに具体的な個々の点につきましては、ぜひぶんに前進した点があると思っておりますが、しかし、若干の点につきまして審議会の答申にありました点が、法文では消えておるじやないかという御指摘は、残念ながら、ごもっともでございませう。たとえば、御指摘にありました教科書、教材等につきましまして、教科書その他の教材を整備するための措置を講じなければならぬというように

審議会の要綱にありましたのが落ちました点につきまして、一生懸命努力するといつても、実績はどうなるかわからぬじやないかという御指摘でございませう。たとえば教科書、教材の整備につきましては、すでに雇用促進事業団に教材課という新しい課を設けるといふようなことで、すでにその点では前向きな姿勢を示しておるわけでございませう。四十五年度予算におきましては、さらに前進をいたしたいという決意でございませうので、必ず御期待にそむくことにはならないものと思ふわけでございませう。

○大橋和孝君 そういう姿勢ならば、これをもう少し具体化して、削らないで入れておいたらいじやないかと思ふのですが、これをもし何だつたら修正する気持ちはありますか。あなたが申された今後事業団でこうやっていこうとするかまえたれば、そういうかまえたことを入れてもいいじやないかと思ふのですが、さらにそういうふうな形で入れていくようなことも考えられませうか。

○政府委員(石黒拓爾君) 最初に申し上げましたように、今回の法案では訓示規定が非常に多い。訓示規定というのは、幾ら訓示規定を設けまして、政府にそれだけの誠意がなければ、ちよびつとやめて全部済んだような形にすることができぬわけでありませう。それよりも実際の充実が大事じやないかというふうなことも、審議会でも御説明申し上げました。私も今その実際の充実こそが目的であると思ふのでございませう。したがいましは、訓示規定があまり多すぎるといふことを口実にして、実際の充実をなまけるつもりは毛頭ございませう。訓示規定が多過ぎるから多少整理をしろというふうな意見につきましては、ごもっともな点やあるいはやむを得ない点につきましては、訓示規定を少し減らした点があるわけでございませうけれども、実際の充実につきましては、私もそのゆえをもちましてなまけるつもりは毛頭ないとい

うことを申し上げておきます。

○大橋和孝君 とう言われませうと、私は今度の職業訓練の質疑の中では、そういうのが出てくるだろうと思いましたが、私この間藤原委員と一緒に労働省のごやつかいかけず、かってに見せてもらって来ました。一カ所しか見ていませんが、これからまた二、三カ所回らしてもらおうと思つています。訓練の問題を審議するといふのでその実際の見せ方を、あとからどうせ藤原委員のほうから、それについての御質問があると思ふますから、私から触れませんけれども、そういうことが言えるほど、いまの実態の職業訓練所、しかも、政府が相当力を入れてやっているひざ元の訓練所それがなかなかやられていない実態を実際見るわけでございませう。ですから、そういう実態がなければ、あなたがおっしゃるとおり、なるほどけつこうでございませうと、そういうような運営の妙を得てやらせてもらえればよろしいなというところで、私も了承ができるわけですね。それがどうであるかというところを見定めるために私は実際訓練所を見てきました。その状態から見て、そんなことをいまここで議論をして、ああそうですかと言つて引下されないうような状態に現在あるでせう。あなた自身が見られても、あれでいまあなたがおっしゃるような状態であらうか、こいういう配慮をしていくという状態にいまやられてるかどうか、その問題が。だからして、少なくとも国あるいはまた公共団体がやるところのそういう訓練所で、公の訓練所であつて、そうなんだ。企業の中でやられてる分は、企業目的に沿つてこれはやられるわけですから、これはまだだいいばニュアンスが変わつてくるわけですから、だからそういうことから考へてみると、これはやはり今度の改正にはそういうことを、いわゆる受ける人たちの側に立ってその訓練所がどうなされておるかという状態がはっきり出てくるようなものをつくつていかなければ、これはやはりかすみのような話をされていて、この職業訓練所の法案を改正してみましても、これ

はもうほんとうにいま言われるようなナンセンスみたいなものになるんですよ。そういう意味から言つて、この第一番目の問題、ごまかしい返条につきましましては、最後のほうに、私もいろいろ御質問さしていただいたと思ふますけれども、きょう大まかなところだけを申し上げても、そういうふうな取り組み方では、これは職業訓練法のものがほんとうによりよく発展するための、大きな役割りを果たすための今度の法改正ではないというふうなことが考へられるわけですね。だからして、そういう観点からこの職業訓練の問題は、根本的に問題がある、こういうふうなことで、私はひととごまかしいことはあとから議論させていただきます。これはいまあなたおっしゃいました、たとえこれのたてまえが今度は筋を通しているとおっしゃつては、まづ第一一条に書いておられますところの雇用の何と書い項目だったか、「雇用対策と相まって」と書いてあるんですよ。これは雇用対策ということからだけやるんじやなくて、職業訓練というものは、先ほど局長もちょっと触れられましたように、非常にいまの技術の進歩といふものは、これは外国に比べて日本は特に進歩が早いわけですね。それから技術の進歩のテンポがアメリカよりも日本のほうがずっと早いと言われているわけですね。こいうものに合うだけの技能をつけるような訓練が必要だと思ふわけですね。ただ、いままで、何か失業者を救済するような補足的な職業訓練と考へられておつたかもしないけれども、最近ではそうじやないわけですね。だからして、ある程度技術が進歩していけば、それはもうその労働者は間に合わないわけなんです。だからして、首切られるわけなんです。それをある程度職業訓練所に持っていくて、いまの技術進歩に合うような教育をしていかなければならぬというのが今後のやっぱり職業訓練の目標ではないでしょうか。こいう点から考へますと、雇用対策だけに依存をして、根本的なものが失われるようなことでは、あなたがいま筋を通したとおっしゃいませう、今度の第

一条の文句を見まして、また、その目的たるややはりまだいままでの形骸、やはり企業内で、企業に即した労働者をつくるための一時的な職業訓練というたてまえが先行するのではないか。現在においてそういう課程しかない、だから今度は職業訓練法を出せば、これによってこうするんだという、ほんとうの技術を次々にやっていく、これが私は労働者側の最も切なる希望であると思うんです。技術がどんどん進歩していくのに、それに合うだけの教育をつけるのがなかつたらその労働者はスクラップになるわけですから、労働者側からこうしてもらいたい、あおしてもらいたいという要望が出てくるわけですから、そういうものがきちっと入るような職業訓練所であればならない。こういう観点から言ったら、今度の条文、目的なんかを見ましても、私は不十分だと思ふんです。もう少しそういうことをびしゃつと打ち出すべきじゃないかと、こういうふうに思うわけなんです、その点なんかどうですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 法案の第一条におきまして、「雇用対策法と相まつて、」云々と書きました点に關連しての御指摘でございましたけれども、私も、雇用政策に訓練政策が從属すべきものであると毛頭思っておりません。しかしながら、また広い意味の完全雇用—量的のみならず、質的な完全雇用ということを考えます場合には、雇用対策法の目的が完全雇用にあることは申すまでもございせん。職業訓練といえども、質的な意味の完全雇用、すなわち、すべての労働者がそのところを得てその能力を十分に發揮できるようにすること、これは、職業訓練にとりましても大きな目的であるすなわち、それが労働者の幸福につながるゆえんであると考えております。そういったしすすと、雇用政策というものと職業訓練というものは両々相まつて進むべきものである、片っぽうが片っぽうに從属すべきものではないけれども、しかし雇用対策法の雇用政策というものと相まつたということが必要なんじゃないか、從属ということではなくて、相まつたということは、私ども

もは間違つておることではないというふうに考えておる次第でございまして、従来の法律に比べても、先ほど申し上げましたように、職業人としして有為な労働者を養成するのだということば使いますし、また高い、高能訓練校等の充実等についておぼせなければ、高等訓練校等の充実等の点から、労働者の技能の幅をできるだけ広くすると、さらに従来ございませんでした再訓練とか、向上訓練とかいふものをほつきりその位置づけをするというふうな点を考えておりました、まだまだこれでは不十分であるという御指摘につきましまして、私も遺憾ながらこれで完すべきであるというふうに申し上げられまいかと思ふので、私ども先生の御指摘になりましたような気持ちは、私どもとしても十分持っております、その方向で努力するつもりでございまして、法文にも幾ばんなりともその気持ちはあらわしておるつもりでございまして、御了承いただきたいと思ふます。

○大橋和孝君 これは、そうした話を聞いておりました、総括的にすつと言われると、なるほどなるわけですが、しかし、それが実際問題としては、なるほどとならない。私も、その現実を見ておるわけですね。ですから、きれいな事ここを言ひ合うだけでは何にもならないわけですね。だから、これをやるならば、そのところでもう少しはつきりしてほしい。せつかく手をつけるのですから、それをやってもらう。職業法というものは、非常にうまくやってもらえれば、いいものだと思います。ところが、そういうようなきれいな事ですつと通るだけでは何もよくならないのだ。いま日本でやっていると外国と比べたらどのくらい差があるか、もうそんなこと私がちようちよう言わなくても十分御案内のとおりだと思ひます。それからして、いまあなたが雇用対策とにらみ合わせてやることは、それは当然でしよう、そう言われれば、それは当然でありますけれども、なかなか現実的に、あなたがおっしゃっているような意図がこの職業訓練の中に生きてい

るかどうか。いま若い人たちが魅力を持たぬからなかなか行かぬでしよう。というのは、それはやっぱりそういうようなことがきつとできていない、こういうふうなことに原因をするわけです。金はかかる、あるいはまたやられてる内容はマンネリ化している、そういうふうなことでひとつも、むしろ何といたしますか、企業におんぶをしたそういう雇用対策というものを先行した考え方がそこにあるために一つびしゃつとしたものが出てこない、こう思うわけですね。もつと技術的に多能工をつくりあるいは技術的に進歩したものにしていけるのだという、こうしたものがないわけですね。だから若い人は魅力を持たないわけですね。また行つてみるならば、そういうことがめちゃくちゃである、こういうわけですね。そういう意味におきましても、どうしても労働力が非常に少ない、こういう時期ですから、これはもう私はいまへんなことではないか。

一体、いま中学校や、高等学校を出した人、あるいはまたそういう人たちが就職されるのは一体何人あつて、その就職の人がどれくらいあるかという、そのことは御存じだろうと思ひますから、ひとつその点ちよつと教えていただきませうか。相当の数があつて、何かあれば五〇%くらい何だか離職してしまつておるよう思ふのです。そういう点からいつても、一ぺんちよつと知らせてください。

○政府委員(石黒拓爾君) 職業訓練所、特に都道府県立の職業訓練所は戦前からございまして職業指導所というものを逐次改善してまいつたわけでございます。相当な進歩が、従来職業訓練法施行以来、十年間にあつたと存じます、先生のお目にとまつたいへん恐縮でございますが、まだ現実の訓練所というものがこれで十分であるとは、率直に申しては遠いわけでございます。それをヨーロッパ並みの職業訓練に持っていくべきためには、非常な努力が必要であらうかと考えておるわけでありまして、この法律を契機といたしまして、なおいそ努力をいたしたいということございまして、現状の足りない点につきましまして、おしかりは十分お受けいたしますけれども、しかし、現状で満足してこの法案をつくつたのではないという点は、御了解いただきたいと存ずるわけでございます。

○大橋和孝君 それはほんとうにわずかな私どもそれを調べましたけれども、数字ではそう出ておりますけれども、ほんとうに徹々たるものであつて、私はそれほど訓練所に魅力を感じていないというふうに感じております。それから、これは感じ方によって多少違ふかも知れないけれども、あなたが胸を張つてそこで答弁されるほど実際問題としてほんとうにあるのかどうか、あなた自身もちよつともしろめたい点はあるだろうと思ひますね。そんなことは言つてみても始まりませんけれども、まあ、そういう意味からいって、外国の水準に引き上げるという目的、ILOのほうでもそういうことをいろいろ指摘しておりますし、もう世界全体のそういう労働のほうからもそうした意

見は突き上げられているわけですね。そういうことは十分御存じのことです。それから、私はこの改正をするときに、それはいまあなたがおっしゃったように、完全なものだとは思っていませんけれども、これで一歩進めるので、その気持ちもよくわかりますけれども、やるからにはもう少しそういうふうなところに歯どめができるようなものをきっちりつくっていかねければ進歩にならないわけですね。そのときの結局雇用供給関係とか、あるいはまたそのときの経済の状況によってどうでも変わるような職業訓練であっては相ならぬと思うわけなんです。そういうことがあつたらぬと歯どめのできる法律をつくらなければ、法律の改正の意味をなさぬわけです。これによって、運用なり何なりによってよくしていくんだから、今度の改正でも一歩前進であると言いたいと言いますけれども、それは一歩前進ではありますけれども、また一歩後退にもなり得るわけです。運営いかによって、そういう法律では何にもならないというのを指摘しているわけですから、そういう意味において、今度の法律なんかに対しては、まだまだ考えなければならぬ点が多々あるのではないかと、こういうふうにご意見を述べられておられることが考えられたら、はじめて若年の労働者あたりも非常に魅力を感じていくだろうし、いま、あなたが苦しいデータをもって御説明なさるなら、もっとりっぱなデータがばつと出てくるだろうと思えます。そういうことを想像して、今度の職業訓練法というものをもう少し見直していきたい、こういうふうなことで、私は、いま議論を進めておるところであります、こまかいところはまたたくさんありますから、それはまたこの次の機会に譲りまして、藤原先生のあれがありますから、こころをこめて終ります。

○政府委員(石黒拓爾君) 大橋委員には、現地もわざわざ御視察いただきました、実情もたいへん御承知の上でおしかりと申します、叱咤御激励をいただきまして、恐縮に存じております。先ほども申しましたように、現情で決して満足するものではございません。この法律を手がかりとしたしまして、飛躍的に強化したいと存ずるのではありませんが、それにつきましては、私も至らぬ点も多々ありますので、当委員会の審議過程におきまして具体的な御指摘、御叱正をいただければ非常に幸いです。私も誠意をもちまして職業訓練の前進のために努力するつもりであります。

○藤原道子君 ただいま大橋委員から御質問がございましたが、私も、どうしても納得できなかったのは、審議会の答申されたことと提案されたこととあまりに違うという点でございますが、それはこの次に譲らしていただきますが、私は具体的な面について二、三お伺いをしていきたいと思えます。

私も、地方の訓練所を一カ所と、それから心身障害者の訓練所、それから、過日、大橋さんと一緒に都内の訓練所を視察させていただきました。まあ、かつてにふらりと行って視察してきたので、実態がよくわかったと思うのです。私は、いまの局長の御答弁で、よくするのだというところをお答弁になっていらつしやいます、どのくらいかかるといふ。いまの訓練所は狭隘で、指導員が足りない。こういう状態、一体、どうしてあなたが言うような訓練所ができるかということが不安なんです、年次計画をお持ちでしょうか、それからお伺いいたします。

○政府委員(石黒拓爾君) 現在は現行の職業訓練法施行後、間もなくつくりました計画によってやっているわけでございますけれども、今回職業訓練法の全面改正案が成立いたしました際には、この法律に基づきまして、職業訓練基本計画というものを定めることに相なっておりますのであります。現在のところでは、年次計画をもちまして訓練所の構造の改善等をやっておりますけれども、これは古いやつで、私もまだ手ぬるいと考えております。法律改正後は、基本計画においてさらにもっときつめたものをつくりたいと考えて

おるわけでありませう。

○藤原道子君 私は、どう考えても労働者の職業人としての訓練というよりも、資本家に奉仕するための訓練というふうな強いわけなんです。こういう点は、労働者が労働者のサービス省として出発したはずでございますので、そういうことがいささかもあるといたしますならば、これは心して真に労働者のためになる訓練、こういうことに力点を置いていただかなければならないと考えておりますので、この点は強くここで指摘させていただきます。

訓練所の指導員ですか、訓練所の指導員が非常に足りない、こう思います。それから待遇が非常に悪いですね。ここで仕事だけ大幅に押しつけても意欲を失っていくのじゃないか。現在でもたいへん足りないという名目で、指導員は、欠員を講師とかなんとかいう名目でまかしていらつしやうけれども、いま指導員が定員に対して欠員となつております教がわかりでございますか。

○政府委員(石黒拓爾君) 手元にあります数字では、四十三年度一般職業訓練所の定員については三千七百二十九名でございます。それに対して、現員は指導員が三千七十四名、講師を千四百三名使っております。合計四千四百十七名ということで、御指摘のごとく、指導員の欠員がございまして、講師で補っているという面が、平均いたしますと大体二割弱くらいあるというふうにご考えております。

○藤原道子君 その講師も、非常に高年齢化してきている傾向がある。あるところへ参りましたら七十歳の人がおりましたよ。七十歳でもそれは現役でばりばりやういらつしやる人はけっこうございまして、それだけでも、そういう人に過重な仕事を押しつけていくことはいけません。是非、なせ足りないかということになりますと、非常に待遇が悪いんじゃないですか。かりに高校の教師と比べますと、東京都内でも四千円ぐらいの差があるやに伺っておりますが、この点はどうな

んでしようか。今後、待遇等を改善していく御意思があらくなるかどうか。

○政府委員(石黒拓爾君) 講師につきましては、いろいろの方をお願いしております、実はたいへんうかつでございますが、七十歳というふうな高齢者をお願いしているということは私存じませぬですが、一般論をいたしましては、あまりに高齢の方は、特に訓練のごとき実技を若い者に教えるのには無理が多いのではないかと、思いますので、今後注意したいと思えます。

それから訓練所の指導員につきましては、一般の公務員よりは、調整号俸を加えまして、若干優遇いたしております。御指摘のごとく、高校の先生に比べますと、総合訓練所の指導員は、高校の先生に比べて劣らないのでございますが、一般訓練所の指導員は、高校の先生に比べて若干下回っております。これはこの数年改善につとめておりますが、まだ追いつかない点があるのは事実でございます。

○藤原道子君 私が最初にこれを取り上げましたのは、どんな意図でございましょうか。要するに人でございます。よき指導員を得なければ、せっかく入った訓練生が不幸だと思えます。したがって、この待遇という面につきましては、特段の配慮をしていただきたい。ぜひとも、誇りをもって指導員として働くことができる、こういうふうにご改善していただきたい。高校の教師よりも上回って私にしかるべきだと思つて、仕事の内容から申しまして、大臣どうですか。

○国務大臣(原健三郎君) 藤原先生のお説は、まことにこもともございませう。この職業訓練の重要性を考えておりますので、その指導員の諸先生にはやはりその待遇がよいことが大事でございます。それで来年度予算要求におきましては、いま局長からお話がありましたように、一般職業訓練所の指導員の給料が高校の先生よりも若干下回っていることとございませうから、これは、少なくとも、高校の先生と同等ぐらいに引き上げるように予算要求で……。

○藤原道子君 もっと、以上にしてください。

○国務大臣(原健三郎君) 同等ないしは以上のほうに向かつて予算要求をして努力することを御約束申し上げます。

○藤原道子君 大臣のおことばでございまして、御信頼いたしておきますので、せっかく新しく出発しようとする職業訓練校ですか、こういう衣がえをして出発しようとするわけでございまして、それにふさわしい内容をまず指導員の面から御努力をお願いしたい。

それから、行ってみますと、教材費というのが非常に少ないですね。教材費が少ない。でございまして、私も考えているのは、訓練所ではやはり訓練費ですか、外国で失業手当に同等ぐらいな金を出して訓練しているところもある。

〔委員長退席、理事大橋和孝君着席〕

ところが、こちらはそうじゃないですね。身障者は別でございすけれども、それで、教材費が少ないうえに、訓練していく上いろいろな支障を来たすので、業者からの委託加工というのですか、何というのですか、業者から委託を受けて、その収入を上げることによって運営しているというところが多々ございすけれども、これについてどうお考えでございすでしょうか。私は、訓練校と銘打っていく以上は、教材費等にこういう苦勞をかけてはいけない、その点について。

○政府委員(石黒拓爾君) 一般職業訓練所につきましては、教材費と申しますか、訓練事業費は、訓練生一人当たり補助に対応する額といたしましては、四十四年度は六千八百円を計上いたしております。この教材がどのくらいかかるかというのにつきましましては、職種によりまして、非常に大きな差がございまして、教材費が非常に安くて済むものもございすれば、高くつくものもあるわけでございまして、平均六千八百円というのは、私ども決して十分な額ではないと考えております。衆議院でも実は御指摘を受けました。教材費をさらにふやすということは来年度の予算の重点事項の一

つである、こういうふうに考えておるわけでございす。

それから実習によりまして収益を得るといふ点につきましましては、これは、訓練生は就職しまして現実に売れる製品をつくらなくちゃならぬわけでございすので、企業委託を受けて製品をつくるという実習をすること自体は悪いことじゃない。それをやったその結果の製品というものは、これは当然売れるものでなければいかぬわけですから、収益が上がるといふこともこれはまたけっこうなことではございすけれども、収益を上げなければ実習ができません。実習させるのが目的なのか、それとも収益を上げるのが目的なのか、わからない。その実習収益に重点を置いているところも間々あるやに聞いておるのでございまして、これは本末転倒もはなはだしいことではございすから、そういうことは絶対にならないようにということを示しておりますが、それにつきましても予算が不足なので苦しまぎれにそういうことをするところもございす。実習経費につきましましては、来年度一段と強化いたしまして、そのような無理をしなくても済むように配慮いたしたいと思ひます。

○藤原道子君 配慮配慮といったって、どの程度信用していいかわからない。それは委託されてつくった製品が売れないようじゃ困る、お説のとおり。ですから、それをつくって売るといふことはかまいません。けれども、それにたよらなければやれないとなると、収入の上がるようなものに重点が置かれて大事な指導がおろそかになる。こういう例をここで指摘しろとおっしゃれば申し上げてもいいんですけども、そこまでは、私、きょうは押えておく。そういう例があるということはお認めになりますか。幾ら指導してもやはりそこに予算が伴わなければ、かえってどういふことになりましようか。それを私はおそれるがゆえに、予算で十分配慮していただきたい。

それからだんだん技術が進歩いたしまして機械もだんだん更新されてきている。ところが、十年

も十五年も前の機械をそのまま使ってやっているとある。これでは訓練生も魅力がなくなっちゃう。と同時にせっかくそれで訓練を受けましても、時代に即応しない結果を来たすのじゃないでしょうか。したがって、四十一年だか二年の統計からいくと、そういう十年以上たつておるものを使っているところが六八・一％ぐらいある。その後、どの程度更新されているか、これをちょっとお聞かせ願ひたい。それからそれを認めになつて努力なさる決意があるかどうか。

○政府委員(石黒拓爾君) 機器等の整備につきましましては、これは都道府県立の一般訓練所と、それから雇用促進事業団の総合訓練所と若干違いがございす。総合訓練所につきましては、私ども直接の監督にありまして、そう古い、使ひものにならぬような機械がないようにできるわけでございす。一般訓練所につきましては、これは補助金は出しておりますけれども、これは都道府県の御方針によりまして、いろいろの差がございす。が、実は都道府県立の訓練所の中ではかなり古い機械を依然として使っているところもあることは現実でございす。私もそれを督促いたしまして、すみやかに整備をするようにいたしておりますが、先ほど御指摘の数字は、私ちょっと存じませんが、機械整備率というものを私も調べております。整備率につきましましては、一般の訓練所です。四十一年度には六九・〇％、四十二年度には七二・〇％というふうに逐次向上はしておるわけでございす。さらにこれをスピードアップいたすように努力いたしたいと思ひます。

〔理事大橋和孝君退席、委員長着席〕

○藤原道子君 指導員が足りない、それから教室というのですか、訓練室が狭い。こういうことで、中学卒業生も、高校卒業生もさらに中高年齢層も一緒に混合訓練というのをやっておりますね。この間の半込でもそうでした。そうすると、中卒者も、高卒者も、中高年齢層も一緒にどこで指導するというと、指導員も骨が折れるでしょう

し、また受ける人も、ある人は劣等感を持つてしょうし、ある人は何だつたらないという気持ちも起こるだらうと思ふ。これらに対しては、今後この方針でやりになるのですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 御指摘の点は、二つの問題点があると思ひます。一つは、養成訓練の中で中卒と高卒を込みに行っている点、もう一つの点は、新卒——中高卒の養成訓練と、それから中高年の転職訓練とを込みで行っている二点でございす。

第一の点につきましては、実はいままでの訓練所というのは中卒を目的としておつたわけでございす。ところが、非常に進学率が上がりましたので高卒も入るようになってきた。そこで、当然中卒訓練と高卒訓練というのは、基礎教育が違うわけでございすから、分けてしなければならなかったわけでございす。ただいままでのところ実は分けておりません。そこで、中卒訓練基準のほかに高卒訓練基準というのをつくるということ、は、焦眉の急に相なっております。これは、中央職業訓練審議会でも御指摘がございす。実は、私もこの法案改正作業が終わる次第、最も急ぐ仕事の一つは高卒基準の整備であるということ、で、ただいま局の中で職員を督促いたしまして、高卒基準の整備に努力をいたしておる段階でございす。これはやや手おくれでございまして申しわけございせんが、急速に整備いたしたいと思ひます。

それから転職訓練と養成訓練を一緒にするといふことは、これは非常に好ましくないことではございす。実際には、たとえ板金工なら板金工で養成訓練の受講者は四十名おる、転職訓練の受講希望者は五名しかいないという事態がしばしば起こるわけでございす。そうすると、五名だけ別のクラスにするというのは非常にむずかしいわけでございす。そこで、やむを得ず、養成訓練と転職訓練を一緒にのクラスに入れてしまふというところがしばしば起こってくるわけでございす。これは非常にむずかしい問題で、どうしても転職訓

練というものは、職種の希望が割れまして、クラスのままだった人数にまとめることが非常にむずかしいわけでございますので、ともかく込みになりがちでございます。これをいかに転職訓練は転職訓練として別に行なうかということにつきまして、非常にむずかしい問題がございます。率直に申し上げて苦慮しておるのが実情でございます。予算と人員が無制限にございますれば、五人でも一クラスにできるわけでございますが、実際問題としてそれはむずかしいでございます。何かもう少し職種を幅広くして、転職訓練所を大きくまとめるか何とかして、別のクラスがつくられますように、あるいはクラスが一つでも、必要な場合には、授業だけ別にするという、いろいろなくふうをさらにこらしたいと思っております。非常にむずかしい問題であるということをお承りいただきたいと思っております。

藤原道子君 それから、私どもも納得がまいりませんのは、つくる際には大体スケジュールができていなければいけないのですよ。法律が通りましたらそういうことですと、いつも聞くのですけれども、大体審議会へかけてそれで出される。お出しになるときは、こうこうこういうふうなスケジュールでやりたいと思っております。お答えを期待しているわけですよ。それが法律を通すまでは、皆さん非常に熱心なものです。いつでも、どの法律でも、法律が通ってしまつてまことに冷淡になる。過去においてほとんど全部といていくらいそうです。だから、せつかく今日職業指導を受けて大いに張り切っている人たちに示す案としては頼りない。はたしてできるのかしらと、まず第一に私たち危惧を持たざるを得ない。この点はそういうことをごいませぬように——いろいろな職種があるわけですね。それからいろいろな経験者とか何とかでもって、いまおっしゃるような非常に減るところもございませぬしょうけれども、少ないものならばこれはどうするかということをお考えおきを願わなければ、できてから考えるじゃちょっと困ると思っております。

それから、この間、身障者の訓練所へ参りまして、私は指導員の先生方にほんとうに頭が下がる思いがいたしました。手の不自由な子、足の不自由な子、こういう人たちはほんとうに手をとり、何とやらを見て、私は非常に頭が下がりました。ところが、ここで申し上げたいのは、普通の訓練所も、それから身障者の訓練所も、指導員の定員は同じなんです。これはどういうわけでしょうか。それは普通の訓練所の指導員の先生もたいへんですけれども、身障者の場合は格別だと思えます。にもかかわらず、定員が同じだ。先生方は気の毒なぐらい過重労働にたえていらつしやる。それはやむにやまれぬ人類愛というのでしようか、人間愛というのでしようか、そういうものに立っておやりになっているという感じを強く受けてまいりました。でも、やっているからいいでは済まない。今後身障者の指導員の定員というふうなものについては、格別の御配慮があつてしかるべしと思つて、いかがでございますでしょうか。

政府委員(石黒拓爾君) 身障訓練所につきまして、たいへん御理解のあるお励ましをいただきまして、ありがとうございます。私も、身障という特殊な分野につきましては、特別の留意とそれから愛情がなければいけないと思つて、特に力を入れていっております。指導員の数につきましては、御指摘のごとく同数でございます。ただ健康管理の職員というのが別に加わっているだけが違うわけでございます。これは非常におかしなことでございます。私も思つております。実は、身障問題につきましては、まず訓練所に入れる人が限定されているわけでございます。やはりいまの訓練を受けなければ就職できないという人しか訓練所に入つてこない。しかし、身障者の種類というのはいささか数限りなくあるわけでございます。したが、いまして、病院の治療からリハビリテーションの段階を経て、そうして訓練所に入る。さらに、それが職業安定所におきまして、ケースワーカーのような人

たちの特別の配慮のもとに就職するという一貫した体制が必要であると思つて、ただいま労働省の中で、身障の職業対策の委員会というものを労働省の職員でつくり、とかく従来労働基準局、職業訓練局、職業安定局、ばらばらになりがちでございますが、一貫した体制をつくらうか、いかというところで、鋭意研究して、非常に無理でございますけれども、来年度予算で何とか間に合つたように案をつくらうかというところで検討しております。案全体の中で、身障訓練所につきましても、御指摘のような点ももちろんございまして、そのほか多々問題がございますので、一べんにはまいりませぬけれども、少しでも進歩する方向で総合的な対策を考えようというところで目下努力中でございますので、御了承いただきたいと思つております。

藤原道子君 どうもこういふところに抜けたところがあるのですよ。私は、身障者の職業訓練というものは、これからますます大事になつてくると入つたてでも入れない人もたくさんあるし、もつとこれは数をふやしていただいで、また身障者の訓練を受けている姿を見ると涙が出ちゃう。片手は全然きかない、その片手の方でタイプを習つたり、全くよくやつております。先生も、そして子供も。こういうところで人材を生かすというこの大きな使命をお持ちになる指導員の方に格別の待遇があつてしかるべしで、それも健康なところと同じ数であるというところは、どうしても納得がいかない、こう思つたので、今後の真剣な御配慮をいただきたいと思つて、それから、私、この間大橋先生からお話ございましたが、牛込の訓練所に行った。あそこは歴史は古いんです。非常に歴史は古い。行つてみますと、あまり狭過ぎる、それで廊下で裁断をしたり、廊下でいろいろやつてらるんですね。そして迷路のような建物でございまして、ちよつと、案内者がいなくなつたら迷つちゃうような建物なんです。それで指導員の先生もよくやつてらつしやるように見受けましたけれども、あれでは指導員の先生

方もたいへんだと思うんですがね。洋裁なら洋裁の教室に、いまいう中卒もいれば、高卒もいる、それから再就職の訓練を受ける人、それから男性の方も、大学出の方が四人だか五人だかおりましたね。デザイナーになるんだというところで指導を受けていらつしやりました。ところが、私が見て、先生方はたいへんだなあと思うのは、立ち通しなんです。いろいろ違う人々を指導していくんでございまして、たいへんだと思う。あれは歴史の古い訓練所で、相当な評価をされておられると思つたのに、あの状態を放置されておるといふことは、おのずから、あれをほんとうに近代的に、そしてまたあれを受ける子供も安心して受けられるようなことを考えていらつしやるのでしようか、どうなんですか。あれは東京都でしようか。

政府委員(石黒拓爾君) 実は、たいへん申しわけございません。私、牛込の職業訓練所はまだ自分で見ておられないのですが、都会地の普通訓練所は、非常に施設が狭隘で、かりに中の機械は新しくても、建物が老朽しているというのがたくさんあるわけですね。これは大都会の中でございまして、拡充するといつても、土地が手に入らないので、非常に苦しいやりくりをしているところが多いので、非常に苦しいです。こういうのは、逐次、やばり敷力所に分散しているのを一カ所にまとめて大きなものにして、建物を立体化していくという形で解決するよりは、なかなか存じておりますが、大阪あたりでは、そんな方針で非常にりっぱな訓練所を郊外につくるといふことをやっております。東京都におきまして、その辺についてどういふ方針がございまして、私、具体的に確かめておられますが、一般論といたしまして、非常に小さな訓練所をたくさん方々にばらまくよりは、それを統合した、しつかりした訓練所をつくるほうが県の訓練所のあり方としてもいいんじゃないか、一般論として、地理的な配分の問題ももちろんあると考へておりますが、何ぶんにも、これは都道府県の予算でもってやつてい

ることでございますので、強制はできませんが、十分都とも相談をして、もう少し効率的にできま

すように考えたいと思っております。

○藤原道子君 一カ所にまとめるといっても、いまのところでも八王子から通っている人、それから草加あたりから来ている人、それから大森のほうから来ている人、ずいぶん遠くから来ているんですよね、あそこへ。それだけ訓練生というものは、訓練所に魅力を持って来るんです。それに値する内容でなければならぬ、こう私は思うんです。それからいま一つ考えましたのは、これは困つたなと思うのは、教材費が足りないものですか、写真工というのですか、写す図の。その教室へ

参りましたが、あれがコンパスを使いますね。こんなことするのだから、それにつける鉛筆ですか、何というんですか、私よく知らないのですか、そういうものは、先生も言っておりまして、新しく入ったつどこれを買いかえてやりたいと思ひますけれども、予算がございませんので、従来のものでそのまま使う。そうすると、なかなか図を書くのがきれいにあがらないんです。こんな費用は大したことじゃないと思ひますけれども、これも一般的な教材費が足りないというよう

なことからそういうふうになり、生徒も苦勞すれば、指導員も苦勞する。こういうところにも教材費があらわれてまいりますので、ぜひ来年度の予算の獲得におきましては、きょうの約束を忘れないように、ぜひ予算を獲得していただいて、訓練を受ける人も、指導する人も快適な状態でやることのできるようにはおほからいを願ひたいと思ひます。

それから、訓練所修了者の待遇ですね、これはどういうことになっていましょうか。就職状況、その待遇、訓練を受けたい人と受けた者との就職の状況について、もし調査がございましたらお聞かせを願ひたい。

○政府委員(石黒拓爾君) 訓練所修了生と訓練所を修了しない人との待遇の違いというのは、実は調査をいたしておりますので。私どもの知る限りにおきましては、一年の訓練は一年分の年功給が違ふだけでございます。訓練所を出たから特別に高く待遇しているという例はあまりないように承知しておりますが、具体的な、正確な調査はいたしておりません。

○藤原道子君 おかしいですね、これは、四十年だか四十一年だか知りませんが、二、三年前の労働省から出た資料でございまして、学卒一年の職場経験者と比較してどう扱つか、訓練修了者のほうを高くするもの四八%、同じに扱うもの三〇%、技能程度などによりそのつど決定する、これが八%、訓練修了者のほうを低くするもの、これが八%と、こういうふうに出ている。ところがこういう調査は一回出たきりで労働省はしておりません。なぜならさらないかというふうなことの理由もあわせて聞きたいのです。それをまず聞かして

いただきたい。

○政府委員(石黒拓爾君) ただいまのは、検定合格者の調査でございましてしたでしょうか。訓練修了者ですか。

○藤原道子君 ええ、訓練修了者。

○政府委員(石黒拓爾君) 実は、訓練修了者の就業状況につきましては、昨年の十一月に調査いたしました調査を目下集計中でございます。ただ、その場合には、同じ事業所における訓練を経た者と幾ら賃金が違うかという項目の調査はいたして

おりません。実はこれは、なかなか各会社ごとに調べましても、一般論は出にくからうと思ひて、実は調べておられないわけでございます。しかし、そのほかの労働条件あるいは待遇等につきましては調査は昨年初めていたしました。今後は隔年あたり継続してやるようにいたしたいと考えております。

○藤原道子君 それで訓練を受けた人の定着状況はどうででしょうか。

○政府委員(石黒拓爾君) これが昨年の十一月の調査でございまして中間の集計でございまして、まだ完全なあれではございませんが、訓練修了後調査時点までの期間というのが大体一年半か

二三年でございまして、その間に事業所を変つたことのある者は、養成訓練のうち、一般訓練、すなわち都道府県立の訓練所に二%、それから総訓では一六%、転職訓練では三〇%というのが事業所が変つたことがあるということになっております。養成訓練につきましては、一般の若年者の離職率に比べますと、かなり定着がよろしいと申すことができると思ひます。

○藤原道子君 私は、きょうは大体的ことをお伺ひいたしましたので、この次にこまかくお伺ひしたいと思ひます。

ここで、婦人少年局長がおいでいただいておりますから……行ってみますと、婦人がずいぶん訓練を受けております。これらの者のその後の状況等は調査したことがあるかどうか。それからあそこでも聞くと、訓練を受けた初任給というものが非常に安いのですよ。一万五千円くらいというのですよ。洋裁、和裁ともに初任給はそのくらいだということではございまして、一般の就職者に比べまして、少し低いような気がするのですが、そういう点の調査をされたことがあるか。

○政府委員(高橋展子君) 公共職業訓練を修了いたしました女子の就職の状況等につきまして、私どものほうで特に調査をいたしましたことではございません。ただ、私どもが所管いたしております家事サービス職業訓練という、こちらは全国に八カ所

サービス職業訓練という、こちらは全国に八カ所訓練所を設けて、家事的職業の訓練をいたしておるわけでございますが、こちらの修了生につきましては、その後の就職の状況等について調査をいたしております。

○藤原道子君 せっかく訓練を受けたその人の初任給が非常に低いということは残念だと思ひます。これは、私が一カ所だけ見てそういうことを言ってもいけませんので、ひとつ御調査を今後していただけたら幸いだと思ひます。

それから、このごろパートタイマーがずいぶんふえてきているですね。これに対して、これはどこですか、どっか渋谷のほうでパートタイマー

に対する一時訓練というのでしょいか、そういうことをしているところがあるやに聞きましたが、いかがでしょうか、その成果。それからパートタイマーに對しても、ちょっとした訓練、二週間なり、三週間なりというものが必要じゃないかと思ひますが、これは婦人少年局長からお伺ひたい。

○政府委員(石黒拓爾君) 渋谷でパートタイマーの専門のコーナーを設け、それに対して若干の訓練をした話は私も聞いております。実は職業訓練局ベイスのものではございせん。職業訓練局の場合におきましては、養成訓練は二年または一年、転職訓練は半年または一年、例外的に三カ月。一週間、二週間あるいは一カ月程度のもは、職業訓練法上の訓練としては実はやっておりませんので、詳細は申しわけございませんが、存じております。

○政府委員(高橋展子君) 先生の御指摘のように、パートタイマーにつきまして何がしかの職業訓練と申しますか、職場に適應できるような技能を付与しあるいは職業生活にふさわしい態度、意識といったものを涵養するための訓練のような教育訓練が必要であるというところは、私も考えております。いま訓練局長から御説明いたしました、渋谷の職安で行なっておりますパートタイマーに対する教育は、これはたしか三日間程度のもので、職場適應のための講習というようなことでやっておると思ひます。私どものほうにいたしましては、パートタイマーも含めまして、一般に家庭の婦人が再就職をしたいというような気運が非常に高い今日におきまして、その中高年の家庭

婦人——従来家庭におられた方が、職場に初めて出るあるいは再就職をするというときに、十分な技能をもつて、また職業生活にふさわしい意識、態度をもつて就職できるように、そしてまた、そのことが有利な就職にもつながりますので、特に近年、中高年婦人を対象といたしました短期職業講習を行なっているところがございます。主要都道府県における婦人少年室におきまして、二週間

に對する一時訓練というのでしょいか、そういうことをしているところがあるやに聞きましたが、いかがでしょうか、その成果。それからパートタイマーに對しても、ちょっとした訓練、二週間なり、三週間なりというものが必要じゃないかと思ひますが、これは婦人少年局長からお伺ひたい。

○政府委員(石黒拓爾君) 渋谷でパートタイマーの専門のコーナーを設け、それに対して若干の訓練をした話は私も聞いております。実は職業訓練局ベイスのものではございせん。職業訓練局の場合におきましては、養成訓練は二年または一年、転職訓練は半年または一年、例外的に三カ月。一週間、二週間あるいは一カ月程度のもは、職業訓練法上の訓練としては実はやっておりませんので、詳細は申しわけございませんが、存じております。

○藤原道子君 私は、きょうは大体的ことをお伺ひいたしましたので、この次にこまかくお伺ひしたいと思ひます。

ここで、婦人少年局長がおいでいただいておりますから……行ってみますと、婦人がずいぶん訓練を受けております。これらの者のその後の状況等は調査したことがあるかどうか。それからあそこでも聞くと、訓練を受けた初任給というものが非常に安いのですよ。一万五千円くらいというのですよ。洋裁、和裁ともに初任給はそのくらいだということではございまして、一般の就職者に比べまして、少し低いような気がするのですが、そういう点の調査をされたことがあるか。

○政府委員(高橋展子君) 公共職業訓練を修了いたしました女子の就職の状況等につきまして、私どものほうで特に調査をいたしましたことではございません。ただ、私どもが所管いたしております家事サービス職業訓練という、こちらは全国に八カ所

サービス職業訓練という、こちらは全国に八カ所訓練所を設けて、家事的職業の訓練をいたしておるわけでございますが、こちらの修了生につきましては、その後の就職の状況等について調査をいたしております。

○藤原道子君 せっかく訓練を受けたその人の初任給が非常に低いということは残念だと思ひます。これは、私が一カ所だけ見てそういうことを言ってもいけませんので、ひとつ御調査を今後していただけたら幸いだと思ひます。

それから、このごろパートタイマーがずいぶんふえてきているですね。これに対して、これはどこですか、どっか渋谷のほうでパートタイマー

に対する一時訓練というのでしょいか、そういうことをしているところがあるやに聞きましたが、いかがでしょうか、その成果。それからパートタイマーに對しても、ちょっとした訓練、二週間なり、三週間なりというものが必要じゃないかと思ひますが、これは婦人少年局長からお伺ひたい。

○政府委員(石黒拓爾君) 渋谷でパートタイマーの専門のコーナーを設け、それに対して若干の訓練をした話は私も聞いております。実は職業訓練局ベイスのものではございせん。職業訓練局の場合におきましては、養成訓練は二年または一年、転職訓練は半年または一年、例外的に三カ月。一週間、二週間あるいは一カ月程度のもは、職業訓練法上の訓練としては実はやっておりませんので、詳細は申しわけございませんが、存じております。



程度の短期職業講習を行なつて、中高年の家庭婦人の職業能力の向上と適職の開発につとめておるところでございます。

○藤原道子君 私は、今後も婦人少年局にそういうことのお仕事を願ひしたいと思います。

このごろ、最近の新聞によりますと、第一次産業、第二次産業、第三次産業の就職というか、雇用率を見ますと、第三次産業が非常に多いのですね。飛躍的に多い。これに落ちているのは地方から出てまいりました、また集団就職が出てきて、あき足らないで転々として、ついにそういうところへ転落したり、あるいはつまらぬ不平等不満から、えいっというふうなことでそういうところへ落ちていく。それで片一方は、「いらっしやい、いらっしやい」という宣伝が至るところにたくましく行なわれている。こういう状態、それで一方でどうかといへば、労働力が足りない。労働力が就業方面へ流れていく。この青少年に希望を与え、職業に対する自信を与えるという意味でも、職業訓練所の訓練法ですか、これの果たす役割りは重かつ大だと思つておる。ところが、せつかくそこへ入つていったところで、古ぼけたところで古ぼけた機械で、先生も足りないといふことでは魅力がありませんので、きょう私は約束したつもりでございますから、教材費をふやす、それから訓練所の内容の拡充整備をやっていただく、指導員の待遇をよくしてもらつて、それから教材費の問題、それから心身障害者の職業訓練の内容の充実等、指導員の定員をふやすこと、こういうことにつきましましては、格段にやっていただきたいといふことを強く主張いたします。これに対する大臣の責任ある御答弁をいただきたいと思つて、欠員補充も早急にやつてもらひたい。

○国務大臣(原健三郎君) いま藤原先生の御指摘、本日の質問をよく拝聴いたしました。御趣旨の点は一々ごもつともでございます。賛成でございます。それで、指導員の待遇をよくする、指導員の不足を補う、あるいは教材費の問題、あるいは訓練所の機械その他内容を充実していく、わけ

でも身体障害者に対してもつと指導員をふやしたり、あたたかい訓練をやる等々、一連のことでございますが、全然同感でございます。来年度予算要求の際には、こういうことを労働省の重点施策の一つとしてこれを大蔵省とも折衝し、私みずから折衝して、予算の獲得をいたして御期待に沿ひたい、こう思つております。

○藤原道子君 最初に申し上げましたように、このごろ高校の職業訓練、職練工ですか、職業訓練工にしても、労働者のためというより企業にサービスマンするのじゃないか、企業の求めるものをつくりつつあるというふうな批判がますます多いのでございます。そういう声を聞きます。いやしくもそういうことをごいせませんように、真に働く者——日本経済が世界第二位になつたつて、外国の新聞では、それは日本の労働者の勤勉と低賃金にある、こういう批判をいたしております。どうかこの物価高にあいでお互いの立場をおお考えいただきまして、おれは労働力を搾取されておるという気になつて、自分の労働が高く評価されておるというふうな気持を持つことのできる人間だといふような気持を持つことのできる人間に、企業中心の訓練じゃ困る。労働者の持つておる通する能力を伸ばし、労働者のこれがあわせに、通するのだ、労働者のためというところをひとつよくお考えになつて、その方向で訓練法の運営がなされるようにお願いしたい。

きょうの質問は、この程度にいたしておきます。ありがとうございます。

○政府委員(石黒拓爾君) ただいま、最後に藤原委員のおっしゃいましたことは、大橋委員からも御指摘がありましたこと、私どももここにそうでなければならぬと思つておられます。訓練所の衝に当たつておられます者に、万一その考えの間違つておる者がございましたら、この際徹底的にもの考え方を正しくいたしますように、十分指導をいたしたいと思つておられます。

○渋谷邦彦君 関連でちよつと聞きたいと思つておるとは、技能士という資格がございすね。それ

と、たとえば工業学校等を出た人と、受け入れ側である企業者はどういふ評価をしていられるでしょうか。

○政府委員(石黒拓爾君) 企業の評価を一律に申し上げることは非常に困難でございますが、技能士は、単に学校を出ただけの者がなれるものでございせん、相当の経験年数を経験した後に、厳格な国家検定を経て初めてなるわけでございす。技能士の処遇につきましては調査を最近いたしましたわけでございす、技能士はかなりの処遇を得ておられます、工業高校を出ただけの者よりは、これを上回る処遇を得ておられるものと考えておられます。

○渋谷邦彦君 非常に最近厚遇を受けておるといふお話でございます、企業者側から相当照会がございすか。こういう技能士をほしい、またこういう技能士がいたらぜひ紹介してもらいたいといふ、その点についてはいかがですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 私、職業紹介の実務につきましましてはつまびらかでございせんが、技能程度の高い労働者に対する求人といふものは一般の求人よりさらに強い。逆に申しますならば、技能労働力の不足といふものは一般の労働力不足よりもさらに強い程度にあるわけでございす。大部分の場合、技能士は、すでに就職しておる者が技能検定を受けて技能士になっておられます、特に技能士でなければという求人はそれほど多くないのじゃないかと存じますが、私、ちよつとつまびらかにはいたしておりせん。

○渋谷邦彦君 その場合、これからも問題になるだらうと思つておるとは、職業紹介所——安定所ですね、のほうと訓練所のほうの関連はどうなつておりますか。

○政府委員(石黒拓爾君) 職業安定所と職業訓練所の関係は、まず職業訓練所への入所につきましては、原則として職業安定所から、あなたは職業訓練を受けたほうがよろしいという紹介を受けて訓練所に入る者が多数でございす。それが訓練

所から職業訓練を卒業した者につきましては、原則として職業安定所の紹介を経て就職するわけでございす。その間職業訓練所と職業安定所というものは、訓練所が何年の何月に何人出るといふことは、訓練所が十分わかつておるわけでございす、安定所と十分連絡をして紹介につとめておるところでございます。

それから職業訓練を卒業した者につきましては、原則として職業安定所の紹介を経て就職するわけでございす。その間職業訓練所と職業安定所というものは、訓練所が何年の何月に何人出るといふことは、訓練所が十分わかつておるわけでございす、安定所と十分連絡をして紹介につとめておるところでございます。

○渋谷邦彦君 それに関連してですね、この訓練を受けられた方がそれぞれに就職しますね。それについての意識調査みたいなことをおやりになつたことはございすか。つまりこの職場において非常に満足している、また自分の技能は最高度に發揮することができたという……。

○政府委員(石黒拓爾君) 御指摘の調査につきましては、昨年の十一月に、公共職業訓練修了者就業実態調査というものを行なつておられます。この最終集計はまだできておりませんが、中間的な集計におきまして若干のデータが出ておる、大体におきましては、多くの者は訓練を受けてよかったと、現在の職業に職業訓練は役立っているといふふうな評価をいたしておるようでございます。

○渋谷邦彦君 現在の労働人口の実態を見ますと、むしろ非常に少ない、足りないといふ、そういうことが指摘されておる昨今でございます。しかし、その反面、技能があることによつて相当収入もよくなるはずである。しかし、それを希望しながらも、実際にはどうしたらいのかといふようなことで、だいたい逡巡をされておる方も多いのではないかと。そうした方々に対する啓蒙宣伝といふことは、どういふふうに行なわれておられますか。

○政府委員(石黒拓爾君) 職業訓練を受けたほうが有利であるといふことは、一般にかなり浸透していると思つておられます。職業訓練所の入生の募集といたしましては、毎年いたしておられます、また、特に学校方面には、毎年の就職時期には訓練所の紹介も十分にいたしておられます。現在のおところ、訓練所といふものの存在を知らないために入れないといふことは、特に養成訓練につきましましては、まれ

であるかと存じます。逆に訓練所の数が少ないために入れない、あるいは地理的に遠いために入れないというような者が多くあるのじゃなからうか。訓練所の競争率というのは全国平均では一七倍ほどになっております。しかしながら、新卒のうちの二〇程度しか職業訓練を受けておられないわけでありまして、これはヨーロッパの国々に比べますと、率が高はなはだしく低い。事業内及び公共訓練を含めまして、職業訓練施設収容能力を飛躍的に拡充することが目下の急務であるかと考えます。

○渋谷邦彦君 関連ですから、最後に一つお伺いしておきたいことは、先ほど来の御答弁を伺っておりますと、やはり、いまだしという感じをぬぐい切れない、そういう印象を強烈に受けるわけでありまして、特に施設の不完備、それからそうした施設に従事するいわゆる職員、こういう方々に対する処遇の問題等も、何回かこの委員会を通じて繰り返していただいた問題についての配慮方を努力すると、われわれはそういう努力をする、検討するということも聞きあきていくわけですね、実際問題、具体的にどうなるのか、一体いつまでをめぐるとして、そういう問題を手がけてこうするのだという、いわゆる年次計画というのをきちんとおっしゃるかもしれません。しからば、その年次計画に基づいて具体的にいまどういうふうに進捗しているか、こうしたような具体性のある明確な答弁が伺えないということは、非常に残念に思うわけですね。いま申し上げた中でも、特に心身障害者の施設に従事している職員の場合には、私も実際現場を見ておりますから、痛いほど知っております。かわいそうなくらいです。この間も厚生関係で、私、そのことを申し上げました。むしろ現在の国家公務員よりも、二倍ぐらいの給料やってもいいじゃないかというぐらいに私は感じております。必ずしもお金やなんかでもって、どうこうする問題ではないかもしれませんが、どうこうする一面においては、それに携わる方々が希望を持

ち、そうしてほんとうに聖職といましようか、そのように感じて、熱意と真心をもってやれるという雰囲気をつくってあげることが、何といつても先決ではなからうか。けれども、いままでも聞いた答弁は、いずれもわれわれは納得できない。だから繰り返して同じような質問がここで展開される。やはりこういう愚は再び繰り返していただきたくない。少なくとも前進したその過程において、新しいそこに審議というものが展開されていくことを強く私は要望したい。最後にその要望について労働大臣の御答弁をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(原健三郎君) さいぜん藤原先生、いままた渋谷先生から御質問をいただきましたが、年次計画もさることながら、来年度予算要求には必ず労働省の重点施策の一つとして予算要求し、私自身が大臣と交渉して、その不備な点を改めることに全力をあげたいと思っております。よろしく御了承願いたいと思っております。

○委員長(吉田忠三郎君) 他に御発言もなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にして、これにて散会いたします。  
午前十二時散会

六月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案  
健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案  
健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案  
健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律の一部改正  
第一条 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律(昭和四十二年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「昭和四十四年八月三十一日」を「昭和四十六年八月三十一日」に改める。  
〔健康保険法の一部改正〕  
第二条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。  
第五十条第一項中「六千円」を「二万円」に改める。  
第五十九条ノ四第一項中「三千円」を「二万円」に改める。  
第七十一条ノ四第一項中「千分ノ六十五」を「千分ノ六十六」に改める。  
〔船員保険法の一部改正〕  
第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
第三十二条第一項中「六千円」を「二万円」に改める。  
第三十三条第一項中「三千円」を「一万円」に改める。  
第五十九条第五項第一号中「千分ノ二百二」を「千分ノ二百三」に改め、同項第二号中「千分ノ百九十二」を「千分ノ百九十一」に改め、第六十条第一項第一号中「二百二分ノ六十六」を「二百三分ノ六十六・五」に、「二百二分ノ三十六」を「二百三分ノ三十六・五」に改め、同項第二号中「百九十一分ノ六十・五」を「百九十二分ノ六十・五」に、「百九十一分ノ百三十一」に改める。

附則  
〔施行期日〕  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条から附則第八条までの規定は、昭和四十四年九月一日から施行する。  
〔分納費等の額に関する経過措置〕  
第二条 昭和四十四年九月一日前に分納した健康保険又は船員保険の被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者に係る健康保険法又は船員保険法の規定による分納費又は配偶者分納

費の額については、なお従前の例による。  
〔健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律の一部改正〕  
第三条 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律(昭和四十二年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。  
第四条中「千分の七十」を「千分の七十二」に改める。  
第七条第一項中「千分ノ二百二」を「千分ノ二百三」に、「千分ノ二百五」を「千分ノ二百六」に、「千分ノ百九十一」を「千分ノ百九十二」に、「千分ノ百九十四」を「千分ノ百九十五」に改め、同条第二項中「二百二分ノ六十八」を「二百六分ノ六十八・五」に、「二百二分ノ百三十六」を「二百三分ノ百三十六・五」に、「二百五分ノ百三十七」を「二百六分ノ百三十七・五」に、「百九十一分ノ六十・五」を「百九十二分ノ六十・五」に、「百九十四分ノ百三十一」を「百九十五分ノ百三十二」に改める。  
〔保険料率に関する経過措置〕  
第四条 昭和四十四年八月以前の月に係る健康保険及び船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。  
〔公共企業体職員等共済組合法の一部改正〕  
第五条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)の一部を次のように改正する。  
第三十七条第一項中「六千円」を「二万円」に改め、同条第三項中「三千円」を「一万円」に改める。  
〔国家公務員共済組合法の一部改正〕  
第六条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。  
第六十一条第一項中「六千円」を「二万円」に改め、同条第三項中「三千円」を「一万円」に改め

る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第七条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「六千円」を「二万円」に改め、同条第三項中「三千円」を「一万円」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法等の一部改正に伴う経過措置)

第八条 昭和四十四年九月一日前に出産した公共企業体職員等共済組合、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員若しくは組合員であつた者又は被扶養者に係る公共企業体職員等共済組合法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による出産費又は配偶者出産費の額については、なお従前の例による。

第二十三号中正誤

一 四 七 誤

正

昭和四十四年六月三十日印刷

昭和四十四年七月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局